

令和5年度

茨木市立中津小学校いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。また、いじめについては「どの学校でも、どの子にも起こりうる」ものであることを十分認識し、本基本方針は、「いじめ防止対策推進法」第13条の規定に基づいて、これまで本校が示してきた教育に係る指導等をあらためて確認・徹底し、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

いじめの定義

「『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にあるほかの児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」＜いじめ防止対策推進法＞

学校教育目標

一人ひとりが輝き、安心して学び、つながり、挑戦する 笑顔あふれる学校・家庭・地域に

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

（１）いじめ防止等の対策に関する基本理念

いじめ問題に対しては、事象の発生を学校教育全体の課題として受け止め、被害を受けた児童の人権を守ることを基本に、集団の人権意識を高める指導が必要である。

いじめは、全ての児童に関係する問題であり、いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。

また、いじめの防止等の対策は、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめがいじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分理解できるようにすることを旨としてなければならない。

さらに、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめ問題を克服することを目指して行う。

（２）いじめの禁止

児童は、いじめを行ってはならない。

2 いじめの防止等のための基本となる事項

(1) いじめ防止等の対策のための組織「いじめ防止対策委員会」の設置

人権教育研究部会・支援教育研究部会でのこども実態交流等を経て情報を共有・整理していく

＜構成員＞ チーフ：校長

教頭、生徒指導コラボレーター（児童支援担当）、生活指導担当
関係教職員（支援教育コーディネーター、養護教諭など）
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、

＜活動＞

- ・いじめ防止に関すること
- ・いじめの早期発見のためにアンケート調査や教育相談等を行う
- ・いじめ事案への対応に関すること
- ・いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童理解を深めること

＜開催＞

- ・月1回のA部会を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急招集し開催する

(2) いじめ防止のための取組み

① 学校におけるいじめの防止

児童の豊かな情操と人権感覚及び道徳心を培い、心の通う対人交流の能力素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、本校の全ての教育活動を通じた人権教育・道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

- ア 絆づくり、居場所作り、集団作りの取組み推進
- イ いじめなど困ったときに、誰に何を伝えればよいのかの練習（エンパワーメント）
コミュニケーション能力の育成
- ウ わかる授業づくりの推進により、自己有用感や自己肯定感を育む
- エ 障がいのある児童、外国につながる児童、性的マイノリティの児童、
震災等で避難している児童など、学校として特に配慮が必要な児童をはじめ
すべての児童にとって安心・安全な学校作りの推進
- オ 規範意識の醸成（道徳教育の推進）
- カ 児童会活動の活性化、体験活動の充実
- キ いじめ撲滅テーマソング「一人じゃないよ」及びいじめ予防リーフレットの活用
- ク インターネットを通じて行われるいじめに対する対策
 - ・児童生徒への情報モラル教育
 - ・犯罪被害防止教室の実施
 - ・保護者への啓発
- ケ 校長室前に「聞いてね」投書箱の設置
- コ 休み時間や教室移動時等に校内巡視（教職員による）

② いじめの早期発見のための措置

ア いじめ調査等

- ・児童対象 生活アンケート 年3回（6月、11月、2月）

- ・教育相談週間の設定 年3回
- イ いじめ相談体制
 - ・相談体制の整備 【窓口：教頭・生徒指導コラボレーター】
 - ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの紹介・活用・連携

③いじめに対する措置

- ア いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を複数で行う
- イ いじめの事実が確認された場合は、いじめ防止対策委員会を開く。
 - ・ いじめをやめさせる。
 - ・ 被害児童を守り通す。
 - ・ 被害児童と保護者への継続的な支援を行う。
 - ・ 加害児童へは、毅然とした態度で指導・支援を行う。
その保護者への助言を継続的に行う。
- ウ 障がいのある児童等へのいじめが生じた場合は、特段の配慮をもって対処する。
- エ 速やかに市教育委員会に報告し、「いじめ対応報告書」を提出する。
- オ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。
- カ 人権について考える読み物資料や道徳的読み物資料を活用した授業を行い、いじめについて考えさせる。

④ 重大事態への対処

- 生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。
- ア 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
 - イ 市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
 - ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするため、市教育委員会の学校応援サポートチームと連携し、適切な調査を実施する。
 - エ 上記調査結果については、市教育委員会と協議の上、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

⑤ いじめの研修

いじめ防止等のための対策に関する全ての教職員の共通理解を図るとともに、教職員のいじめ対応能力の向上のための研修を年に複数回実施する。

⑥ 学校教育自己診断における留意事項

- いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校教育自己診断の項目に位置づけ、適正に自校の取組を評価する。
- ア いじめの早期発見に関する取組に関すること。
 - イ いじめの再発防止の取組に関すること。

令和5年度 いじめの防止等に関する年間計画

	学校	児童生徒	保護者	地域・その他
4月	校内研修	1年生を迎える会 (児童会)	家庭訪問 電話相談随時 授業参観 懇談会	
5月			家庭訪問 電話相談随時	生指協担当者会
6月	『平和学習・平和集会』	サマーフェスティバル(予定) 異学年交流週間(予定)(児)	土曜参観	教育相談担当者会 生指協担当者会 学校運営協議会
7月		生活アンケート① 個人懇談		
8月	校内研修 小中連携情報共有			
9月	人権作品の取組			教育相談担当者会
10月		人権集会	運動会参観	
11月	「人権週間」	学校教育自己診断 生活アンケート②	音楽会参観	生指協担当者会 教育相談担当者会 学校運営協議会
12月		個人懇談		いじめ不登校シンポジウム
1月		中津フェスティバル		教育相談担当者会
2月		生活アンケート③ ウィンターフェスティバル(予定) 異学年交流週間(予定)(児)	授業参観 懇談会	生指協担当者会
3月	検証・総括	6年生を送る会		学校運営協議会 保幼小中交流会

いじめ防止対策委員会(定例)

児童実態交流会(各研究部会)

人権教育・道徳教育の推進(全年)

中津小学校区青少年健全育成運動協議会・放課後こども教室・子どもの安全見守り隊